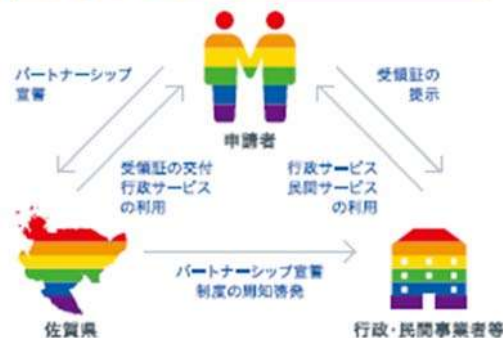


「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」



宣誓制度のイメージ



パートナーシップ宣誓とは

お互いをかけがえのないパートナーであることを約束する二人が、知事に対し、パートナーと共同して、パートナーシップにあることを宣誓するものです。

佐賀県は、お二人の関係性を証明する「受領証」を交付します。

宣誓をすることができる方

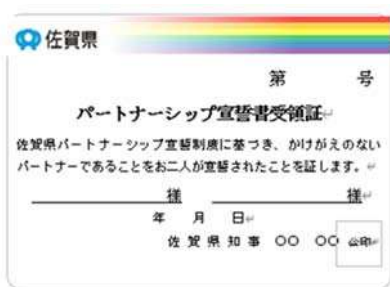
一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

受領証の提示を受けられた方へ

受領証の提示を受けられた方は、この取組みの趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(表面)



(裏面)



(裏面)



(子の記載欄のないもの)

(子の記載欄のあるもの)

※パートナーシップとは

お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、性的マイノリティであるお二人の関係。

※性的マイノリティとは

「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない方又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる方」であるものをいう。

宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望される日の1週間前までに、電話もしくはメールにて宣誓日時の予約。
【予約先】佐賀県県民環境部人権・同和対策課（旧館1階） 佐賀市城内1丁目1-59

2. パートナーシップ宣誓

- ・お二人でお越しいただき、県職員の前で宣誓書に必要事項を自署後、必要書類とともに提出。

書類内容確認

3. 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書の写し（受領印を押印したもの）及び受領証を2人に交付。

宣誓時の必要書類

※佐賀県パートナーシップ宣誓の手引きをご参照ください。

- 住民票の写し（住民票記載事項証明書）、転入予定の場合は転出証明書等
- 配偶者がいないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）
- 本人確認書類（運転免許証等）

Q & A

Q1：結婚制度と佐賀県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか？

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、佐賀県パートナーシップ宣誓制度は、要綱により定める制度であり法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2：宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。

Q3：郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しくください。

宣誓手続きの詳細やQ & Aについては、県HP掲載の「佐賀県パートナーシップ宣誓の手引き」を御覧ください。

【事前予約先及びお問い合わせ先】

佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援チーム
〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1丁目1-59（旧館1階）

電話 0952-25-7063

メールアドレス：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」についての詳細は、佐賀県ホームページを御覧ください。

「くらし・子育て」→「人権・男女共同参画・市民活動・UD(ユニバーサルデザイン)」→「人権・同和対策課/人権啓発センターさが」→「注目記事」→「佐賀県パートナーシップ宣誓制度を開始しました。」

○宣誓手続きについて

【手続き場所】

県庁内個室

【宣誓受付時間】

月～金 8:30～17:00（祝休日・年末年始除く）

※宣誓日、宣誓書の写し等の交付日時は、ご希望に沿えない場合があります。